首都圏の「緊急事態宣言」期間延長に対する当社の取り組みについて

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルスにより、り患された患者ならびに関係者のみなさまに、謹んでお見舞い申し上げます。

さて、政府は東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県に発出している「緊急事態宣言」の期間を3月21日まで延長しました。

当社としては、お客様、お取引先様、従業者とその家族の安全確保を目的に、次の通り、今回の緊急事態宣言においてすでに解除されて地域も含めて、感染拡大防止に向けた取り組みを3月21日まで延長します。

<実施概要>

対象者・勤務形態など:

全社(東京本社、大阪・名古屋・西部支社)のオフィス勤務比率を全従業者の3割とすることを目標にテレワークを促進します。

在宅勤務者も外出を控え、あらためて、オフィスの感染防止策を強化し、出社 後の外出を控えます。また、

- ・不要不急の国内出張の原則禁止
- ・海外出張の禁止
- ・ICTデジタルツールを使った会議・商談の促進——の施策を継続します。

期 間: 2021年3月21日まで

※ここに掲載されている情報は発表日現在のものです。状況に応じて実施期間や勤務形態を追加、変更する場合がございます。

今後とも社内外への感染被害の抑止、従業員の安全確保を第一に、引き続き、安定したサービスを行ってまいります。

関係者のみなさまには何卒、ご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上